

令和8年度滋賀デスティネーションキャンペーン連動企画
滋賀県立琵琶湖博物館特別ミュージアムツアー造成業務委託
公募型プロポーザルにかかる質問に対する回答

令和8年6月9日（火）17 時までに受け付けた滋賀県立琵琶湖博物館特別ミュージアムツアー造成業務委託にかかる質問について回答する。

令和8年6月 10 日（水）

質問1：仕様書5. 業務内容（1）の「旅行業法に定める業務については旅行業および旅行者代理業の登録事業者が実施すること」について、旅行業・旅行業登録業者を協力会社として弊社チームに組み込んで参加することは問題ないか。

回答：問題ない。

質問2：仕様書4. 目標の「新たに4件以上をツアー造成し」について、①ナイトミュージアムのツアー造成は3件以上、②学芸員解説付きツアーの造成は2件以上とあり、5件以上のツアーを造成するという解釈でよいか。

回答：①、②合わせて5件以上のツアーを企画・提案すること。ツアー内容によっては悪天候時に催行できないことも考えられることから、最低限の造成目標を4件としている。

質問3：仕様書5. 事業内容（1）アにある、造成件数（ツアーの種類）3件以上（うち1件は県内宿泊付きプレミアムツアー）とはどのような想定か。異なったコース（旅行会社）のバスツアー2件と県内宿泊+ナイトミュージアムチケットの個人プラン1件は要件に適用するか。

回答：例示の3件のような内容を想定しており、要件に合致している。